

石巻市夜間急患センター飲料用自動販売機設置管理事業者募集要領

1 趣旨

この要領は、石巻市夜間急患センター内に、飲料用自動販売機を設置し、これを運営する事業者を募集することについて、必要な事項を定める。

2 設置自動販売機の種類

飲料用自動販売機

3 設置自動販売機の場所及び台数

石巻市蛇田字西道下71番地 石巻赤十字病院敷地内

石巻市夜間急患センター内 待合ホール自動販売機コーナー

間口約930mm 奥行約1,800mm 高さ約2,600mm (別紙平面図参照)

1台

4 契約の期間

平成28年12月1日から平成33年11月30日まで

自動販売機の設置及び撤去の日は市が指定する日とする。

5 契約の方法

別紙「飲料用自動販売機設置管理契約書」にて契約締結

6 参加資格要件

参加できる者は、確実に業務を遂行する能力を有する者とし、次に掲げる全ての条件を満たしていることを要する。

(1) 事業実績

応募時点で宮城県内において、2年以上継続して飲料用自動販売機設置の実績があり、かつ、健全な経営を行っている者であること。

(2) 住所（所在地）

応募時点において、宮城県内に本店、支店若しくは営業所を置く法人又は宮城県内に住民登録をしている者であること。

(3) 欠格要件のない者

次に掲げる要件の全てを満たしている者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号。以下「指名停止等措置要綱」という。）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者でないこと。

いこと。

- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑤ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者でないこと。
- ⑥ 指名停止等措置要綱第2条別表22に掲げる不正又は不誠実な行為の疑いにより、契約の相手方として不相当と認められる者でないこと。
- ⑦ 平成28年1月1日を基準とし、直近1年間における国税（法人税及び消費税）、都道府県民税（法人事業税）、市区町村民税（法人市区町村民税及び固定資産税）に滞納がない者であること。

7 設置条件

(1) 使用済容器回収ボックスの設置

設置場所の寸法内に、自動販売機及び販売する飲料等の使用済容器の回収ボックスを設置すること。

(2) 自動販売機の規格等

- ① 装飾は公序良俗に反しないものであること。
- ② 可能な限りユニバーサルデザインであること。
- ③ 販売容器に缶、ビン及びペットボトルのみを使用する場合は、ノンフロン対応機であること。（フロン及び代替フロンは原則不可であるが、使用される冷媒に用いられている物質の地球温暖化係数が140未満は可。）
- ④ 転倒防止対策を施すこと。

(3) 設置に当たっては、電気設備、自動販売機の搬入及び商品の補充に支障がないか確認を行うこと。

8 販売価格

メーカー希望小売価格（定価）を超えない額とする。

9 自動販売機設置に伴う必要経費

(1) 売上手数料

- ① 売上手数料は、各自動販売機に係る各月ごとの売上合計額に売上手数料率を乗じた額とする。

- ② 売上手数料は、市が発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。
- ③ 設置事業者は、各月ごとの売上合計額が確認できる売上実績を指定した期日までに書面により市に報告すること。

(2) その他の必要経費

- ① 自動販売機及び電気子メーターの設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。
- ② 自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とし、市が発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。
なお、電気使用料の額は、設置事業者が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量と市と石巻赤十字病院との契約に基づき計算した額とする。

1 0 使用条件

使用期間前及び使用期間中は、常時、次のことを遵守すること。

- ① 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ② 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、市の指示に従うこと。
- ③ 販売品は、缶、ビン、紙パック又はペットボトルの密閉式の容器入りの清涼飲料水や乳製品など多品種、多品目により構成するよう努めること。また、酒類、ノンアルコール飲料等の販売は行わないこと。
- ④ 経口補水液、お茶及び水（ミネラルウォーター）をそれぞれ1品目以上販売すること。

1 1 公募手続等

設置事業者を選考する方法は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による一般競争入札に準じて実施する。

(1) 公募参加方法

この公募に参加を希望する者は、次の必要書類を提出しなければならない。また、応募者は、提出した書類等に関して、市から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

- ① 応募申込書（様式第1号）
- ② 売上手数料率見積書（様式第2号）は無地封筒に入れ、封かんの上、上中下3箇所割印をし、表に、公募名称、応募者の住所又は所在地及び氏名又は商号を記載すること。
- ③ 主要販売品目一覧表（様式第3号）
- ④ 自動販売機のカタログ
- ⑤ 平成27年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県民税（法人事業税）、市区町村民税（法人市区町村民税、固定資産税）の納税証明書又は未納がないことの証明書

(2) 応募必要書類の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 平成28年8月1日（月）から平成28年8月12日（金）まで
- ② 提出場所 〒986-0833 石巻市日和が丘一丁目2番11号
石巻市夜間急患センター
- ③ 提出方法 持参又は郵便等（平成28年8月12日の消印有効）

(3) 選考日及び選考方法

- ① 選考日 平成28年8月17日（水）
- ② 選考方法 市が予定する売上手数料率以上で最高の売上手数料率をもって見積をした者を設置予定事業者とする。同率の見積をした者が2者以上あるときは、当該応募者立ち会いのもと、くじにより設置事業者を決定することとする。なお、くじ引きの日時については別途通知する。この場合、当該見積業者のうち、くじ引きに参加できない者がいるときは、これに代わって、当該選考事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 選考結果の公表

選考結果は、後日FAX等により公表します。

1.2 本書に対する質問の受付

本書の内容等に質問がある場合には、質問書（様式第4号）に必要事項を記入の上、以下により提出してください。質問事項は、本募集要領及び配布する資料に関することとし、それ以外の事項についての質問は受け付けません。また、電話や来庁による質問は受け付けません。

- (1) 提出期間 平成28年7月27日（水）から平成28年8月5日（金）まで
- (2) 提出先 石巻市夜間急患センター
clinemg@city.ishinomaki.lg.jp
- (3) 提出方法 電子メールでのファイル添付により提出ください。
- (4) 質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると判断される場合を除き、平成28年8月10日（水）までに石巻市のホームページに掲載します。

なお、質問書に対する回答は、本要領等の追加又は修正とみなします。